

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成30年9月5日 10時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大正寺川河口南西方沖（琵琶湖南部） 日吉台四等三角点から真方位102° 1,690m付近 （概位 北緯35° 04.8′ 東経135° 53.7′）
事故の概要	資料収集船うみんど - 湖人 - は、南東進中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	平成30年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	資料収集船 うみんど - 湖人 - 、5トン未満（長さ9.00m）
船舶番号、船舶所有者等	253-20221滋賀、滋賀県
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに擦過傷 定置網 アンカーロープ3本に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、琵琶湖南部で水草の分布状況を調査する目的で南東進中、大正寺川河口南西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入し、本件定置網のアンカーロープ3本が推進器に絡まり、航行不能となった。 船長は、本事故時、右舷船首方及び左舷船首方に本件定置網の外周を示す標識（杭）を視認した際、それぞれが別の定置網の位置を示す杭と考え、前路に定置網が設置されていないと思い、操縦席に腰を掛け、魚群探知機で水草の状況を観測していた。
分析	本船は、大正寺川河口南西方沖を南東進中、船長が、前路に定置網が設置されていないと思い、魚群探知機で水草の状況を観測して見張りを適切に行っていなかったことから、本件定置網に気付かずに進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が大正寺川河口南西方沖を南東進中、船長が、前路に定置網が設置されていないと思い、魚群探知機で水草の状況を観測して見張りを適切に行っていなかったため、本件定置網に気付かずに進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行い、定置網の位置を示す標識等を視認した

	際には、定置網から十分な距離を離して航行すること。
--	---------------------------